

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

目次

○ 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（第一条関係）	1
○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（第二条関係）	24
○ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法関係手数料令（昭和六十二年政令第三十号）（第三条関係）	25
○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（第四条関係）	26
○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第五条関係）	28
○ 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第六条関係）	31
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（第七条関係）	33
○ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）（第七条関係）	34

若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

（設立の登記に関する特則）

第二十六条 （略）

（削除）

は承継に」と読み替えるものとする。

（特則）

第二十六条 （同上）

2 | 第十七条第一項ただし書の規定は、外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、弁護士法人又は弁理士法人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のもの氏、名又は住所の変更の登記について準用する。

3 | 第十四条第二項及び第三項の規定は、農業協同組合又は農業協同組合連合会の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

4 | 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更（以下この項、次項及び第十項において「組織変更」という。）をしたときは、第九条の規定にかかわらず、同法第七十三条の三第四項第十号、第七十八条第二項第六号、第八十五条第一項又は第九十一条第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人については解散の登記をし、組織変更後の株式会社、一般社団法人

（削除）

（削除）

(削除)

(削除)

、消費生活協同組合又は医療法人については設立の登記をしなければならない。

5| 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項及び第三項の規定は農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

6| 農業協同組合法第七十三条の第三項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）後の株式会社についてする第四項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一| 組織変更計画書
二| 定款
三| 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の総会又は総代会の議事録
四| 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。第十三項第三号及び第十八項第三号において同じ。）である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員

である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

五| 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

(削除)

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

7 農業協同組合法第七十八条第一項に規定する組織変更（第二号において「組織変更」という。）後の一般社団法人についてする第四項の登記の申請書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七条及び同法第三百三十条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる書面

二 組織変更後の一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

三 会計監査人を選任したときは、次の書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

(削除)

8 農業協同組合法第八十二条第一項に規定する組織変更後の消費生活協

同組合についてする第四項の登記の申請書には、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一 第六項第一号及び第二号に掲げる書面

(削除)

- 二 出資の総口数及び総額を証する書面
- 三 代表権を有する者の資格を証する書面

9 農業協同組合法第八十八条第一項に規定する組織変更後の医療法人に
ついてする第四項の登記の申請書には、前条において準用する商業登記
法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しな
ければならない。

- 一 第六項第一号及び第二号に掲げる書面
- 二 代表権を有する者の資格を証する書面
- 三 資産の総額を証する書面

(削除)

10 第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社、一般社
団法人、消費生活協同組合又は医療法人についてする第四項の登記の申
請書について準用する。

(削除)

11 漁業生産組合が水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
第八十六条の三第一項に規定する組織変更（以下この項から第十四項
までにおいて「組織変更」という。）をしたときは、同条第四項第十号
に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地におい
ては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週
間以内に、組織変更前の漁業生産組合については解散の登記をし、組織
変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない。

(削除)

12 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、
第十四条第二項及び第三項の規定は漁業生産組合の組織変更の無効の訴
えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用す
る。

(削除)

13| 組織変更後の株式会社についてする第十一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一| 第六項第一号、第二号及び第六号に掲げる書面

二| 漁業生産組合の総会の議事録

三| 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

四| 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、

商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

14| 第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社についてする第十一項の登記の申請書について準用する。

15| 第十四条第二項及び第三項の規定は、森林組合又は森林組合連合会の吸収分割又は新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

(削除)

16| 生産森林組合が森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の三第一項又は第百条の十五第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）をしたときは、同法第百条の九第一項又は第百条の十七第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の生産森林組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社又は合同会社については設立の登

(削除)

記をしなければならない。

17 生産森林組合が森林組合法第百条の二十第一項に規定する組織変更（以下この項、第二十一項及び第二十二項において「組織変更」という。）をしたときは、同法第百条の二十三第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所所在地においては三週間以内に、組織変更前の生産森林組合について解散の登記をしなければならない。

(削除)

18 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は第十六項の登記について、第十四条第二項及び第三項の規定は生産森林組合の前二項に規定する組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

(削除)

19 森林組合法第百条の三第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）後の株式会社についてする第十六項の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

- 一 第六項第一号、第二号及び第六号に掲げる書面
- 二 生産森林組合の総会の議事録
- 三 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面
- 四 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

(削除)

20) 森林組合法第百条の十五第一項に規定する組織変更後の合同会社につ

いてする第十六項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条並びに同法第百十八条において準用する同法第九十三条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

- 一 第六項第一号及び第二号に掲げる書面
- 二 生産森林組合の総会の議事録

(削除)

21) 組織変更前の生産森林組合についてする第十七項の登記は、組織変更

後の認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。次項第二号において同じ。）の代表者の申請によつてする。

(削除)

22) 組織変更前の生産森林組合についてする第十七項の登記の申請書には

、前条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

- 一 組織変更計画書
- 二 組織変更後の認可地縁団体の代表権を有する者の資格を証する書面
- 三 当該登記の申請書又は委任による代理人の権限を証する書面に記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであつて、作成後三月以内のものに限る。）

(削除)

23) 第二十条第二項及び第三項の規定は、第十六項に規定する組織変更後

の株式会社又は合同会社についてする同項の登記の申請書及び第十七項

(削除)

(削除)

(変更の登記に関する特則)

第二十七条 第十七条第一項ただし書の規定は、外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁理士法人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のものの氏、名又は住所の変更の登記について準用する。

(弁護士・外国法事務弁護士共同法人の登記に関する特則)

第二十八条 弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第八十条第一項の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人となつたと

に規定する組織変更前の生産森林組合についてする同項の登記の申請書について準用する。

24| 管理組合法人又は団地管理組合法人の設立の登記の申請書には、第十条第二項の規定にかかわらず、次の書面を添付しなければならない。

一| 法人となる旨並びにその名称及び事務所を定めた集会の議事録

二| 第二条第二項第一号に掲げる事項を証する書面

三| 管理組合法人又は団地管理組合法人を代表すべき者の資格を証する書面

25| 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第十五条第一項第一号又は第二号の規定による管理組合法人の解散の登記は、登記官が、職権ですることができる。

(新設)

(新設)

きは、同項に規定する定款の変更の効力が生じた日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、法人の種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人については設立の登記をしなければならない。

2| 弁護士・外国法事務弁護士共同法人が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十一条第二項の規定により弁護士法人又は外国法事務弁護士法人となつたときは、その時から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、法人の種類の変更前の弁護士・外国法事務弁護士共同法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人については設立の登記をしなければならない。

3| 商業登記法第百四条及び第百六条の規定は、前二項の登記について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、第一項の登記について準用する場合にあつては「弁護士・外国法事務弁護士共同法人について」と、前項の登記について準用する場合にあつては「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人について」と読み替へるものとする。

4| 法人の種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人についてする第一項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一| 定款

二 定款の変更に係る総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）があつたことを証する書面

三 社員の加入を証する書面

5 法人の種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人についてする第二項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、定款を添付しなければならない。

6 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十二条第二項の規定により、弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人となるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する法人については解散の登記をし、合併により存続する法人については合併による種類の変更前の法人についての解散の登記及び合併による種類の変更後の法人についての設立の登記をしなければならない。この場合における第十三条、第十四条第二項及び第二十条の規定の適用については、第十三条中「第八条、第八条の二及び第十条」とあるのは「第二十八条第六項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」と、第十四条第二項中「変更の登記」とあるのは「合併による種類の変更前の法人についての回復の登記及び合併による種類の変更後の法人についての解散の登記」と、第二十条第一項及び第二項中「変更の登記」とあるのは「法人の種類の変更による設立の登記」とする。

7 商業登記法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、前項の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「合併を

「とあるのは「合併による法人の種類の変更を」と、「吸収合併により消滅する会社（以下「吸収合併消滅会社」という。）又は新設合併により消滅する会社（以下「新設合併消滅会社」という。）の商号及び本店」とあるのは「合併により消滅する法人の名称及びその主たる事務所並びに合併による種類の変更前の法人の名称及びその成立の年月日」と、同法第八十二条第三項中「第八十条又は前条の登記」とあるのは「合併による種類の変更前の法人についての解散の登記及び合併による種類の変更後の法人についての設立の登記」と、同条第四項中「第一項の登記」とあるのは「第一項の登記及び合併による種類の変更前の法人についての解散の登記」と読み替えるものとする。

8 合併による種類の変更後の法人についてする第六項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

- 一 第四項第一号及び第二号に掲げる書面
- 二 合併に係る総社員の同意があつたことを証する書面
- 三 合併により加入する社員の資格を証する書面

（農業協同組合等の登記に関する特則）

第二十九条 第十四条第二項及び第三項の規定は、農業協同組合又は農業協同組合連合会の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

2 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十三条の三第一項、第七十八

（新設）

条第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更（以下この項、次項及び第八項において「組織変更」という。）をしたときは、第九条の規定にかかわらず、同法第七十三条の三第四項第十号、第七十八条第二項第六号、第八十五条第一項又は第九十一条第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人については解散の登記をし、組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人については設立の登記をしなければならない。

3| 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項及び第三項の規定は農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

4| 農業協同組合法第七十三条の三第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）後の株式会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一| 組織変更計画書

二| 定款

三| 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の総会又は総代会の議事録

四| 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設

置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。次条第三項第四号及び第三十一条第五項第四号において同じ。）である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社^イが監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役^ロが就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

5 農業協同組合法第七十八条第一項に規定する組織変更（第二号において「組織変更」という。）後の一般社団法人^イについてする第二項の登記の申請書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七十七条及び同法第三百三十条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる書面

二 組織変更後の一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

三 会計監査人を選任したときは、次の書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

6| 農業協同組合法第八十二条第一項に規定する組織変更後の消費生活協同組合についてする第二項の登記の申請書には、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

- 一| 第四項第一号及び第二号に掲げる書面
- 二| 出資の総口数及び総額を証する書面
- 三| 代表権を有する者の資格を証する書面

7| 農業協同組合法第八十八条第一項に規定する組織変更後の医療法人についてする第二項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

- 一| 第四項第一号及び第二号に掲げる書面
- 二| 代表権を有する者の資格を証する書面
- 三| 資産の総額を証する書面

8| 第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人についてする第二項の登記の申請書について準用する。

（漁業生産組合等の登記に関する特則）

第三十条 漁業生産組合が水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四

（新設）

十二号) 第八十六条の第三項に規定する組織変更(以下この条において「組織変更」という。)をしたときは、同法第八十六条の第三項第十号に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の漁業生産組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない。

2| 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項及び第三項の規定は漁業生産組合の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

3| 組織変更後の株式会社についてする第一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一| 組織変更計画書

二| 定款

三| 漁業生産組合の総会の議事録

四| 組織変更後の株式会社の取締役(組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役)が就任を承諾したことを証する書面

五| 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六| 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

4 | 第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社について
する第一項の登記の申請書について準用する。

(森林組合等の登記に関する特則)

第三十一条 第十四条第二項及び第三項の規定は、森林組合又は森林組合
連合会の吸収分割又は新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決
が確定した場合について準用する。

2 | 生産森林組合が森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の
三第一項又は第百条の十五第一項に規定する組織変更（以下この項にお
いて「組織変更」という。）をしたときは、同法第百条の九第一項又は
第百条の十七第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は
本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所
在地においては三週間以内に、組織変更前の生産森林組合については解
散の登記をし、組織変更後の株式会社又は合同会社については設立の登
記をしなければならない。

3 | 生産森林組合が森林組合法第百条の二十第一項に規定する組織変更（
以下この項、第七項及び第八項において「組織変更」という。）をした
ときは、同法第百条の二十三第一項に規定する効力発生日から、その主
たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在
地においては三週間以内に、組織変更前の生産森林組合について解散の
登記をしなければならない。

4 | 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は第二項の登記について
、第十四条第二項及び第三項の規定は生産森林組合の前二項に規定する

(新設)

組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

5| 森林組合法第百条の三第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）後の株式会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一| 組織変更計画書

二| 定款

三| 生産森林組合の総会の議事録

四| 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

五| 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六| 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

6| 森林組合法第百条の十五第一項に規定する組織変更後の合同会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条並びに同法第百十八条において準用する同法第九十三条に規定する書面のほか、前項第一号から第三号までに掲げる書面を添付しなければならない。

7| 組織変更前の生産森林組合についてする第三項の登記は、組織変更後の認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六

十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。次項第二号において同じ。）の代表者の申請によつてする。

8| 組織変更前の生産森林組合についてする第三項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 組織変更後の認可地縁団体の代表権を有する者の資格を証する書面

三 当該登記の申請書又は委任による代理人の権限を証する書面に記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであつて、作成後三月以内のものに限る。）

9| 第二十条第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する組織変更後の株式会社又は合同会社についてする同項の登記の申請書及び第三項に規定する組織変更前の生産森林組合についてする同項の登記の申請書について準用する。

（管理組合法人等の登記に関する特則）

第三十二条 管理組合法人又は団地管理組合法人の設立の登記の申請書には、第十六条第二項の規定にかかわらず、次の書面を添付しなければならない。

一 法人となる旨並びにその名称及び事務所を定めた集会の議事録

（新設）

- 二 第二条第二項第一号に掲げる事項を証する書面
- 三 管理組合法人又は団地管理組合法人を代表すべき者の資格を証する書面

2 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第十五条第一項第一号又は第二号の規定による管理組合法人の解散の登記は、登記官が、職権ですることができる。

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名 称	(略)	登記事項	(略)
根 拠 法	(略)	社員（外国法事務弁護士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員の原資格国法 社員が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律	社員（外国法事務弁護士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員の原資格国法 社員が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律 第三十五条第一項の規
外国法事務弁護士法人	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律		

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名 称	(同上)	登記事項	(同上)
根 拠 法	(同上)	社員（外国法事務弁護士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員の原資格国法 社員が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）	社員（外国法事務弁護士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 社員の原資格国法 社員が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する特別措置法第三十四条第一項
(同上)	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）		

	(略)	弁護士法人	弁護士・外国法事務 弁護士共同法人
	(略)	(略)	外国弁護士による法 律事務の取扱い等に 関する法律
<p>む。以下「電子公告 関係事項」という。)</p>	(略)	(略)	<p>社員（弁護士・外国 法事務弁護士共同法 人を代表すべき社員 を除く。）の氏名及 び住所 外国法事務弁護士で ある社員の原資格国 法 外国法事務弁護士で ある社員が外国弁護 士による法律事務の 取扱い等に関する法 律第三十五条第一項 の規定による指定法 の付記を受けている</p>
	(同上)	(同上)	(新設)
	(同上)	(同上)	(新設)
<p>む。以下「電子公告 関係事項」という。)</p>	(同上)	(同上)	(新設)

(略)	
(略)	
(略)	<p>ときは、その指定法 合併の公告の方法に ついての定めがある ときは、その定め 電子公告を合併の公 告の方法とする旨の 定めがあるときは、 電子公告関係事項</p>
(同上)	
(同上)	
(同上)	

改正案	現行
<p>（法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務）</p> <p>第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（<u>弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人については、</u> 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号（<u>外国弁護士による法律事務の取扱</u>い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第八十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する代理業務を除く。）</p> <p>二 六（略）</p>	<p>（法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務）</p> <p>第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 弁護士（<u>弁護士法人を含む。</u>）にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（<u>弁護士法人については、</u> 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。）</p> <p>二 六（同上）</p>

改正案	現行
<p>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律関係手数料令</p> <p>（承認申請手数料）</p> <p>第一条 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号。以下「法」という。）<u>第十一条第三項</u>の手数料の額は、申請一件につき二万七千五百円とする。</p> <p>（指定申請手数料）</p> <p>第二条 <u>第十八条第三項</u>の手数料の額は、申請一件につき一万三千四百円とする。</p> <p>2 <u>第二条第三号</u>の法務省令で定める一の連邦国家に係る二以上の特定外国法につき同時にする指定の申請は、前項の規定の適用については、一件の申請とみなす。</p>	<p>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法関係手数料令</p> <p>（承認申請手数料）</p> <p>第一条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「法」という。）<u>第九条第三項</u>の手数料の額は、申請一件につき二万七千五百円とする。</p> <p>（指定申請手数料）</p> <p>第二条 <u>第十七条第三項</u>の手数料の額は、申請一件につき一万三千四百円とする。</p> <p>2 <u>第二条第二号</u>の法務省令で定める一の連邦国家に係る二以上の特定外国法につき同時にする指定の申請は、前項の規定の適用については、一件の申請とみなす。</p>

改正案	現行
<p>（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十条第一項第八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士、<u>弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>であつて次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 弁護士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人</p> <p>(2) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者</p> <p>ロ <u>弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの</p> <p>(2) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない</p>	<p>（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第十五条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 法第四十条第一項第八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 <u>弁護士又は弁護士法人</u>であつて次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 弁護士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人</p> <p>(2) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者</p> <p>ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの</p> <p>(2) 弁護士法の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者</p>

二
§
四 者
(略)

二
§
四 (同上)

改正案	現行
<p>（特定資産の価格等を調査する者）</p> <p>第十八条 法第十一条第二項に規定する政令で定めるものは、受託会社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下この条において同じ。）の利害関係人等（当該受託会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士、<u>弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>であつて次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 弁護士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第二十八条及び第二百二十四条において同じ。）又は使用人</p> <p>(2) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者</p> <p>ロ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの</p> <p>(2) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法</p>	<p>（特定資産の価格等を調査する者）</p> <p>第十八条 法第十一条第二項に規定する政令で定めるものは、受託会社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下この条において同じ。）の利害関係人等（当該受託会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士又は<u>弁護士法人</u>であつて次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 弁護士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第二十八条及び第二百二十四条において同じ。）又は使用人</p> <p>(2) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者</p> <p>ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの</p> <p>(2) 弁護士法の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に</p>

律（昭和六十一年法律第六十六号）の規定により、法第十一条第

二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二・三（略）

（特定資産の価格等を調査する者）

第二十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該信託会社等の役員又は使用人

(2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する

法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二・三（略）

（特定資産の価格等を調査する者）

係る業務をすることができない者

二・三（同上）

（特定資産の価格等を調査する者）

第二十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該信託会社等の役員又は使用人

(2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する

法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二・三（同上）

（特定資産の価格等を調査する者）

第二百二十四条 法第二百一条第二項に規定する政令で定めるものは、資産保管会社の利害関係人等（当該資産保管会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

(2) 弁護士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二・三 (略)

第二百二十四条 法第二百一条第二項に規定する政令で定めるものは、資産保管会社の利害関係人等（当該資産保管会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

(2) 弁護士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二・三 (同上)

改 正 案	現 行
<p>（信託業の適用除外）</p> <p>第一条の二 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる行為であつて、信託の引受けに該当するものとする。</p> <p>一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人がその行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為その他の委任契約における受任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける行為</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第十五条の三 法第五十条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人がその行う弁護士業務に付随して管理する金銭等その他の委任契約における受任者がその行う委任事務に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>七～九 （略）</p>	<p>（信託業の適用除外）</p> <p>第一条の二 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる行為であつて、信託の引受けに該当するものとする。</p> <p>一 弁護士又は弁護士法人がその行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為その他の委任契約における受任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける行為</p> <p>二・三 （同上）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第十五条の三 法第五十条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （同上）</p> <p>六 弁護士又は弁護士法人がその行う弁護士業務に付随して管理する金銭等その他の委任契約における受任者がその行う委任事務に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>七～九 （同上）</p>

(信託財産に属する財産に関する事項の調査を行う者)
第十五条の五 法第五十条の二第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて、次に掲げる者以外の者

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

(2) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、法第五十条の二第十項の規定に係る調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者がある者

(2) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二〇六 (略)

(信託財産に属する財産に関する事項の調査を行う者)
第十五条の五 法第五十条の二第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて、次に掲げる者以外の者

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

(2) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、法第五十条の二第十項の規定に係る調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者がある者

(2) 弁護士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二〇六 (同上)

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 二百八十三（略）</p> <p>二百八十四 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）</p> <p>二百八十五 四百五十八（略）</p>	<p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 二百八十三（同上）</p> <p>二百八十四 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）</p> <p>二百八十五 四百五十八（同上）</p>

○ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第六十五条第六項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）第六十五条第六項第一号（法第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十八 （略）</p> <p>二十九 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）</p> <p>三十～四十四 （略）</p>	<p>（法第六十五条第六項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）第六十五条第六項第一号（法第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十八 （同上）</p> <p>二十九 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）</p> <p>三十～四十四 （同上）</p>